

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、以下の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

- | | |
|------------|-------------------|
| （1）生活費増加費用 | 4万2000円 |
| 期間 | 平成23年3月11日から3月12日 |
| （2）宿泊謝礼 | 15万円 |
| | 平成23年3月13日領収証分 |

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金19万2000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年2月28日

（仲介委員 國重慎二）